

令和7年度事業計画書

【公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター】

1 犯罪被害者等に対する電話相談及び面接相談並びにカウンセリング事業

項 目	事 業 内 容	実施時期	実 施 方 法 等
電話相談	電話相談室において、電話による相談の受理及び各種情報提供等を行う。	毎週 月～金曜日 8:30～17:00 (土、日曜日、 祝日及び年末 年始を除く。)	○ 被害に関して相談を希望する被害者及び遺族、親族等が対象 ○ 犯罪被害相談員が専用電話により実施 ○ ワンストップ支援センター総合受付電話により受理した被害相談
	性暴力等犯罪被害専門相談電話「アイリスホットライン」の24時間365日開設を継続し、電話による被害相談を迅速的確に受理し、適時適切な情報提供と支援に繋ぐ体制を強化する。 ※ 埼玉県（県民生活部）の県費受託事業	毎週 月～日曜日 (祝日を含 む。)24時間、 365日	○ 性暴力・性犯罪被害に関する相談を希望する被害者等 ○ 平日8:30～17:00は当センター犯罪被害相談員が専用電話（アイリスホットライン）により実施 ○ 平日17:00～翌8:30及び土日祝日8:30～翌8:30は外部委託機関に転送（ボイスワープ）し、専門相談員（看護師又は保健師等）が実施
メール相談	アイリスメール相談は、徐々に件数が増加しており、迅速に相談概要を把握し、申告者への電話等による被害相談を受理するとともに、これを有効活用し、適時適切な情報提供と支援に繋ぐ体制を強化する。 ※ 埼玉県（県民生活部）の県費受託事業	毎週 月～金曜日 8:30～17:00 (土、日曜日、 祝日及び年 末年始を除 く。)	○ 性暴力・性犯罪被害に関する相談を希望する被害者が対象 ○ メール確認後、当センター犯罪被害相談員が専用電話（アイリスホットライン）等により被害相談を受理
面接相談	面接相談室等において、面接による被害相談を受理するとともに、適時適切な情報提供と支援に繋ぐ体制を強化する。また、遠方の相談者等に対し有効なツールであるZOOM相談を積極的に活用して行く。	毎週 月～金曜日 8:30～17:00 (祝日、年末 年始を除く。) (予約制)	○ 電話相談の結果、面接相談が必要と認められ、かつ、面接相談を希望する被害者等が対象 ○ 犯罪被害相談員が面接相談室等において実施

カウンセリング	面接相談室において、臨床心理士によるカウンセリングを行う。 ※ 臨床心理士によるカウンセリング年間 98 人分は埼玉県警察からの県費受託事業	毎週 月、火、水曜日 10:00～16:00 (予約制)	○ カウンセリングが必要と認められる被害者等が対象 ○ 臨床心理士が面接相談室において実施
---------	---	---------------------------------------	--

2 犯罪被害者等への直接的援助事業

項 目	事 業 内 容	実施時期	実 施 方 法 等
危機介入	犯罪発生直後、病院、被害者宅等で、情報提供、相談、生活支援等の直接的援助を行う。	随 時	○ 援助センターの支援内容を案内し、発生直後に告知 ○ 犯罪等の被害により、援助を希望する被害者等が対象 ○ 犯罪被害相談員等が、病院、被害者宅等において実施 ○ 性暴力等被害者の早期支援
弁護士相談	面接相談室等において、被害者等の法律相談を行う。 ①アイリスに関しては埼玉県（県民生活部）からの県費受託事業 ②アイリス以外に関しては年間 24 人分は埼玉県警察からの県費受託事業	①随時 ②毎月第 2、4 金曜 (予約制)	○ 法律相談が必要と認められる被害者等が対象 ○ ①に関する法律相談は法律事務所において実施 ○ ②に関しては原則弁護士が援助センター面接相談室において実施
精神科医・産婦人科医等の紹介	精神科医及び産婦人科医等の援助を必要とする被害者等に対し紹介する。	随 時	○ 援助を希望する被害者等が対象 ○ アイリスホットラインホームページによる産婦人科医等の紹介
直接支援	病院、警察署、検察庁、裁判所、行政機関等への付添い又は被害者宅を訪問する等、多様な支援を実施する。	随 時	○ 直接支援を希望する被害者等が対象 ○ 犯罪被害相談員等が、病院、警察署、検察庁、裁判所、行政機関等への付添い及び自宅等へ訪問して実施 ○ 警察からの情報提供等による被害者等への経済的支援の実施

3 犯罪被害者等給付金裁定申請手続き補助事業

項 目	事 業 内 容	実施時期	実 施 方 法 等
犯罪被害者等給付金裁定申請手続き補助	犯罪被害者等給付金の支給にかかる裁定の申請手続きを補助する。	随 時	○ 犯罪被害者等給付金に関する情報提供を希望する被害者及び裁定の申請手続きの補助を希望する被害者等が対象 ○ 犯罪被害者等給付金補助員が、援助センター、被害者宅等において実施

4 犯罪被害者等自助グループへの援助事業

項 目	事 業 内 容	実施時期	実 施 方 法 等
自助グループへの援助 「彩の樹」 (交通事故)	グループの活動等に対する情報提供及び活動への協力を実施する。	年度6回偶数月に実施	○ 交通死亡事故被害者遺族同士が互いの体験を語り、感情を分かち合う自助グループへの援助を実施 ○ 自助グループ参加者の拡大
自助グループへの援助 「彩のこころ」 (交通事故以外)	グループの活動等に対する情報提供及び活動への協力を実施する。	年度6回奇数月実施	○ 殺人等被害者遺族同士が互いの体験を語り、感情を分かち合う自助グループへの援助を実施 ○ 自助グループ参加者の拡大

5 関係機関・団体等との連携による犯罪被害者等の支援事業

項 目	事 業 内 容	実施時期	実 施 方 法 等
警察及び各種行政機関等との連携	県、市町村、警察、検察庁、社会福祉協議会など各種行政機関等と被害者援助に関する情報交換及び相互協力を推進する。	随 時	○ 県、市町村、警察、検察庁、社会福祉協議会、男女共同参画支援センター、児童相談所、障害者支援センター、教育委員会等各種行政機関等の被害相談部署 ○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施
埼玉県犯罪被害者支援推進協議会との協力	埼玉県犯罪被害者支援推進協議会との被害者援助に関する情報交換及び相互協力を推進する。	随 時	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施
社会福祉関係団体等との協力	埼玉県社会福祉協議会、社会福祉士会、埼玉県保護司会連合会、埼玉県更生保護女性連盟、埼玉県民生委員・児童委員協議会等との連携を図り、被害者等を社	随 時	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施

	会福祉事業に繋ぐ支援を推進する。		
全国被害者支援ネットワーク等への参加	当センターの活動状況を発表するほか、被害者援助に関する情報交換及び相互協力を推進する。	随 時	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施

6 犯罪被害者等の実態に関する調査及び研究事業

項 目	事 業 内 容	実施時期	実 施 方 法 等
調査・研究	全国被害者支援フォーラム、同研修会等に参加し、被害者の実態調査及び研究を実施する。	随 時	○ 理事長若しくは専務理事が指名した職員が実施
刊行物・インターネット等からの情報収集	被害者の実態等に関し、新聞、雑誌等の刊行物及びインターネット等を活用した情報収集を実施する。	随 時	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施

7 犯罪被害者等の支援に関する広報及び啓発事業

項 目	事 業 内 容	実施時期	実 施 方 法 等
広報及び啓発活動の実施	関係機関と協力し、ＪＲ浦和駅・大宮駅などの駅頭、県警主催各種イベント会場等でのキャンペーンを行う。 (ポスター、リーフレット、ポケットティッシュ等の普及啓発品を配布する。)	随 時	○ 理事長又は専務理事が指名した職員（直接支援員を含む。）が実施
	犯罪被害者週間（11/25～12/1）に合わせて「犯罪被害者支援県民のつどい」を開催し、広報啓発キャンペーンを行うほか、マスコミ、県民に積極的に広報し、多くの県民の参加を募る。	11月～12月	
	小、中、高、大、各種学校等を対象とした「いのちの大切さを学ぶ教室」の講演活動を推進する。 県教育委員会の「夢と豊	随 時	

	かな心をはぐくむ講演会」事業に積極的に参加する。 各地区犯罪被害者支援推進協議会へ犯罪被害者等支援の理解と協力を求める。 犯罪被害者等支援条例を制定又は制定予定の4市町と協働して、「犯罪被害者等ミニセミナー」を開催し、犯罪被害者等の講演、犯罪被害者支援シュミレーション等により、支援の重要性、必要性について理解と協力を求める啓発活動を推進する。尚、必要に応じて他の市町村においてもミニセミナーを開催する。 (財源：社会福祉法人埼玉県共同募金会助成事業) 県内企業・団体を対象に、ファンドレイジング活動を推進しながら、犯罪被害者等支援の重要性及び必要性について理解と協力を求める。	随 時 随 時 通年(年度) 坂戸市 鴻巣市 深谷市 和光市 随 時	
各種メディア及び会報誌等を利用した広報活動の実施	県、市町村、社会福祉協議会等関係機関に当センターの事業内容を記載したリーフレット等の広報資料を提供すると共に発行誌への掲載を要請する。 新規の団体、個人を対象に賛助会員加入募集の機会を通じ、また、清涼飲料水自動販売機、募金箱の設置等により、当センターの被害者支援活動の広報啓発を図る。 会報誌（センター通信）の発行 (財源：社会福祉法人埼玉県共同募金会助成事業) 市町村向け広報誌(SVSCりぼ〜と)の発行 (財源：埼玉県警察職員福利厚生会助成金) 運転免許センター設置デ	随 時 随 時 年 2 回 年 2 回 年 間	○ センター通信発行数 13,500 部/回 ○ SVSC りぼーと発行数 1,883 部/回

	デジタルサイネージにより来訪者に対し当センター業務の周知を図る。		
インターネット 広報の実施	援助センターHPを有効活用し、犯罪被害者支援に係る普及啓発を随時更新するなどインターネット広報の充実を図る。 アイリスホットラインのHPを有効活用し、県（婦相、男女共同参画等）及び関係機関（産婦人科医会等）へ周知を図る。	随 時 随 時	○ 専務理事が指名した職員が実施
専門図書等の 貸出し	被害者支援に関心のある人に当センターの専門図書等を貸出し、被害者支援意識の向上を図る。	随 時	○ 専務理事が指名した職員が実施
ホンデリングの 推進	不要になった古本の提供により、専門の業者に売却し、その代金を被害者支援活動の財源として活用する。 現在、電話による申し込みが中止となっていることで、インターネットサイト「charibon(ちゃりボン)からの申し込みとなっている。	随 時	○ 専務理事が指名した職員が実施
寄付型自動販売 機設置協力の 推進	県内企業・団体の施設に寄付型自動販売機の設置に関する協力依頼を推進し、寄付金を被害者支援活動の財源として活用する。	随 時	○ 専務理事が指名した職員が実施
会員バッチの 供与	当センター会員に入会した正会員及び賛助会員に「会員バッチ」を供与する。	随 時	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施

8 犯罪被害相談員、直接支援員の養成及び研修事業

項 目	事 業 内 容	実施時期	実 施 方 法 等
犯罪被害相談員・直接支援員の関係機関・団体が主催する研修への参加推進	犯罪被害相談員は、令和7年度研修実施計画に基づくほか「質の向上（上半期・下半期研修）」、「全国犯罪被害者支援フォーラム・秋期全国研修会」、「DV被害者支援担当者研修」その他関係機関・団体が主催する各種研修会への参加を推進する。 直接支援員は、令和7年度研修実施計画に基づく「グループワーク（ロールプレイ）」、「県民公開講座」、「県民のつどい」、「全国フォーラム」及び「秋期全国研修会」等の参加を推進する。	随 時 随 時	○ 理事長又は専務理事が指名した職員及び直接支援員に対して実施
新たな相談員の雇用と養成	3年目となる相談員（常勤・非常勤）及び新規採用相談員（非常勤）について、令和7年度研修計画及び育成計画に基づき、専門知識を習得させ適格性を備える相談員に養成する。 （財源：2025年度日本財団預保納付金助成金事業等）	4月～	○ 専務理事が指名した職員が実施
新たなボランティアの募集と育成	ボランティア募集オープンゼミを開催し、参加者の拡大を図る。 オープンゼミ参加者の中から新たなボランティア希望者の拡大を図り「ボランティア登用育成プログラム」に基づき育成する。	4月～ 4月～	○ 専務理事が指名した職員が実施 ○ 専務理事が指名した職員が実施
ボランティア直接支援員、一般ボランティアのステップアップ研修事業の推進	ボランティア直接支援員で犯罪被害相談員への登用を希望する者、また、一般ボランティアで直接支援員登用を希望する者に対し、ステップアップ研修事業を推進する。	4月～	○ 専務理事が指名した職員が実施

スーパーヴィジョンの実施及びメンタルケアの実施	犯罪被害相談員が犯罪被害者等の相談・支援に接し、精神的負担その他の労苦に関して専門的立場の指導助言を得るため、スーパーヴィジョン及びメンタルケアを実施する。	毎 月	○ 理事長又は専務理事が指名した職員に対して臨床心理士等専門職（スーパーバイザー）が実施
-------------------------	--	-----	--

9 その他当センターの目的を達成するために必要な事業

項 目	事 業 内 容	実施時期	実 施 方 法 等
理事会、総会の開催	定款に基づき理事会及び総会を開催する。	理事会 定期 総会 6月	○ 理事会 理事及び監事（役員） ○ 総会 役員及び正会員
市町村条例制定に向けた取組みの強化	埼玉県犯罪被害者等支援条例が制定されたことに伴い、犯罪被害者等を支える地域社会の形成と促進を図るため、市町村へ条例制定について積極的に働きかける。	随 時	○ 専務理事及び専務理事が指名した職員が実施
新規賛助会員の獲得拡大	あらゆる機会を通じ、県民、県内企業・団体等に対して犯罪被害者等支援の重要性及び必要性を説き理解を求め、共に犯罪被害者支援に取り組む新規賛助会員の獲得拡大を図る。 現在26自治体にとどまっている市町村の賛助金の納入促進を図る。	随 時	○ 役員及び事務局員